

## 医 業 経 営 の 近 代 化 ・ 効 率 化 に つ い て

【資料 1 - 1】

- 医療法人制度について . . . . . P. 1
- 医療法人のイメージ図（社団の場合） . . . . . P. 2
- 医療法人の形態 . . . . . P. 3
- 非営利法人の形態の比較 . . . . . P. 4
- 医療法人に関する問題点について . . . . . P. 5
- 医療法人に關する課題点について . . . . . P. 6
- 医療法で主なる取り組み（参考 4） . . . . . P. 7
- 医療法人制度を巡る最近の規制改革の指摘 ① . . . . . P. 8
- ② . . . . . P. 9
- 医療法人制度改革の主な論点（案） . . . . . P. 10
- 医療法人制度改革について . . . . . P. 11

【資料 1 - 2】

- 医療法人制度改革の基本的な方向性について（主な論点の整理）  
（医療経営の非営利性等に関する検討会資料） . . . . . P. 12 ~ P. 16

【資料 1 - 3】

- 今後の進め方について（案）  
（医療経営の非営利性等に関する検討会関連資料） . . . . . P. 17
- 「医療経営の非営利性等に関する検討会」委員名簿 . . . . . P. 18

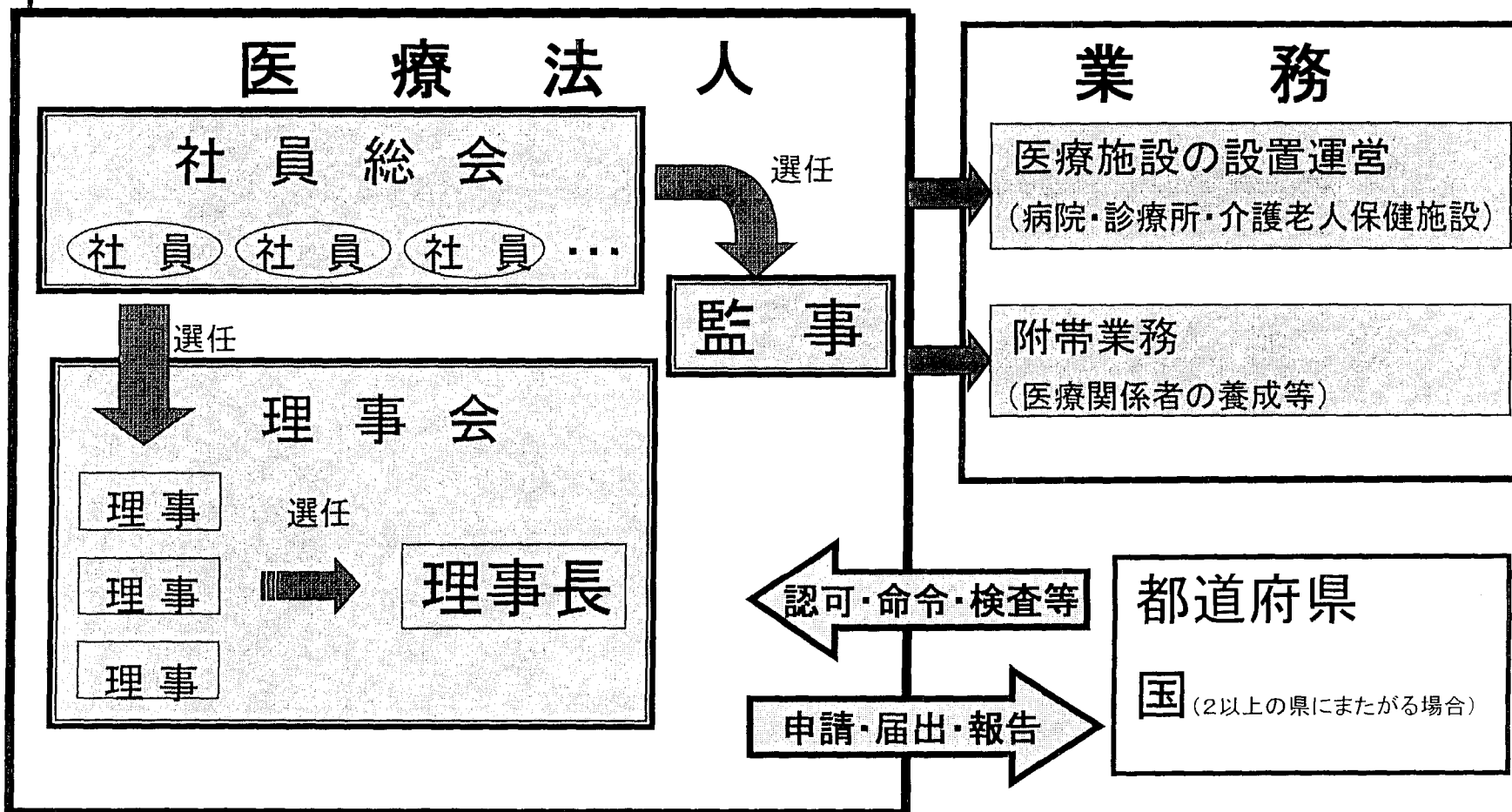
# 医療法人制度について

**医療の非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、資金の集積を容易にし、医療機関の経営に永続性を付与し、私人の医療機関経営の困難を緩和するもの。**

## ◇主な要件

- 利益分配の禁止 医療の非営利性を担保するため、剰余金の配当を禁止。
- 役員 理事3名以上、監事1名以上を置くこと。
- 理事長要件 原則、医師又は歯科医師。ただし、都道府県知事が認めた場合はこの限りではない。
- 資産 法人の業務を行うために必要な資産を有すること。
- 会計 原則として、病院会計準則により処理し、毎会計年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成。
- 経営情報の開示義務 医療法人の公共性の程度や医療法人の設立が個人の出資によるものであることに鑑み、債権者のみに対して開示を義務付け。
- 附帯業務の制限 医療の永続性を担保するため、本来事業に支障のない範囲で、介護保険事業など一定の業務に制限。  
(医療関係者の養成等、研究所の設置、精神障害者復帰施設、疾病予防運動施設、訪問看護ステーション、老人居宅介護等事業 等)
- 収益業務 役員と同族支配の制限及び公的な運営の確保等の要件を満たす特別医療法人について、一定の収益業務を行うことが出来る。

# 医療法人のイメージ図(社団の場合)



# 医療法人の形態

	医療法人	特定医療法人	特別医療法人
根拠法	医療法	租税特別措置法	医療法
認可・承認	都道府県知事の認可	国税庁長官の承認	都道府県知事による定款変更の認可
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産要件 病院等を開設する場合 自己資本比率20%以上</li> <li>・役員数 理事3人以上、監事1人以上</li> <li>・理事長 原則、医師又は歯科医師</li> </ul>	医療法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団又は持分の定めのない 社団</li> <li>・自由診療の制限</li> <li>・同族役員の制限</li> <li>・差額ベッドの制限(30%以下)</li> <li>・給与の制限 (年間3,600万円以下)</li> </ul> 等を満たすもの。	医療法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団又は持分の定めのない 社団</li> <li>・自由診療の制限</li> <li>・同族役員の制限</li> <li>・給与の制限 (年間3,600万円以下)</li> </ul> 等を満たすもの。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税率30%</li> <li>・収益事業は行えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税率22%</li> <li>・収益事業は行えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税率30%</li> <li>・一定の収益事業が可能。</li> </ul>

# 非 営 利 法 人 等 の 比 較

	病院事業に対する法人税	寄付		配当	設立	収益事業	出資持分の有無	議決権	脱退社員の払い戻し請求権	解散時の分配	個人に対する相続税
		企業の寄付に係る法人税	個人の寄付に係る所得税								
持分のある 社団医療法人	一般税率 (*注1参照)	一般の寄付金(*注2参照)としての限度額の計算に含める	所得控除不可	不可	許認可	不可	有	社員総会 1人1票	あり	社員の出資額に応じて分配	課税
持分のない 社団医療法人	一般税率	一般の寄付金としての限度額の計算に含める	所得控除不可	不可	許認可	不可	無	社員総会 1人1票	なし	国、地方公共団体、類似の法人に帰属	-
財団医療法人	一般税率	一般の寄付金としての限度額の計算に含める	所得控除不可	不可	許認可	不可	無	評議員会 1人1票	なし	国、地方公共団体、類似の法人に帰属	-
特定医療法人	軽減税率	一般の寄付金としての限度額の計算に含める	所得控除不可	不可	承認	不可	無	社員総会 又は 評議員会 1人1票	なし	国、地方公共団体、類似の法人に帰属	-
特別医療法人	一般税率	一般の寄付金としての限度額の計算に含める	所得控除不可	不可	許認可	可	無	社員総会 又は 評議員会 1人1票	なし	国、地方公共団体、類似の法人に帰属	-
宗教法人	軽減税率	一般の寄付金としての限度額の計算に含める	所得控除不可	不可	認証	可	無	責任役員会 1人1票	なし	国、地方公共団体、類似の法人に帰属	-
民法第34条に基づく 社団公益法人	非課税又は軽減税率	一般寄付金と同額まで別枠で損金算入可の場合と、一般の寄付金としての限度額の計算に含める場合の両方がある	寄付金から1万円を引いた額の所得控除が可(年間所得の25%が限度)の場合と、所得控除不可の場合の両方がある	不可	認可	可	無 (ただし、定款で払戻が出来る旨定めがあれば、有)	社員総会 1人1票 (ただし、定款で別段の定めをすることが出来る。)	なし	国、地方公共団体、類似の法人に帰属	-
民法第34条に基づく 財団公益法人	非課税又は軽減税率	一般寄付金と同額まで別枠で損金算入可の場合と、一般の寄付金としての限度額の計算に含める場合の両方がある	寄付金から1万円を引いた額の所得控除が可(年間所得の25%が限度)の場合と、所得控除不可の場合の両方がある	不可	認可	可	無	評議員会 1人1票	なし	国、地方公共団体、類似の法人に帰属	-
学校法人	非課税	一般寄付金と同額まで別枠で損金算入可	寄付金から1万円を引いた額の所得控除が可(年間所得の25%が限度)	不可	認可	可	無	評議員会 1人1票	なし	国、地方公共団体、類似の法人に帰属	-
社会福祉法人	非課税	一般寄付金と同額まで別枠で損金算入可	寄付金から1万円を引いた額の所得控除が可(年間所得の25%が限度)	不可	許認可	可	無	評議員会 1人1票	なし	国、地方公共団体、類似の法人に帰属	-
NPO法人	一般税率	一般の寄付金としての限度額の計算に含める	所得控除不可	不可	認証	可	無	社員総会 1人1票	なし	国、地方公共団体、公益法人、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	-
認定NPO法人	一般税率	一般寄付金と同額まで別枠で損金算入可	寄付金から1万円を引いた額の所得控除が可(年間所得の25%が限度)	不可	認証	可	無	社員総会 1人1票	なし	国、地方公共団体、公益法人、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	-
株式会社	一般税率	一般の寄付金としての限度額の計算に含める	所得控除不可	可	-	可	-	株主総会 1株1票	-	株主の持ち株数に応じて分配	課税

\*注1 一般税率 : 年間所得800万円以下は22%、  
: 年間所得800万円超は30%。  
軽減税率 : 22%

\*注2 一般寄付金 : [(資本等の金額×0.0025+所得金額×0.025)×0.5]の範囲で損金算入可  
資料 : 厚生省健康政策局 : 平成11年度医療施設経営安定化推進事業「経営の実態把握とその対応策について」報告書